

今週の専門用語

支払調書

給与に係る源泉徴収票に対し、原稿料などの報酬や不動産の使用料、株式の譲渡所得・配当等を得た者の受取額や源泉徴収税額を証明する書類であり、報酬等の支払者に（税務署への）提出義務がある。支払調書の提出期限は、源泉徴収票などの他の法定調書同様に1月31日とされており（所法225条）、提出がない場合には「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」との罰則がある（242条五）。課税当局にとっては極めて重要な所得捕捉資料であるということが、この罰則の厳しさからもうかがえる。

特別縁故者に対する相続財産の分与

特別縁故者への相続財産分与制度は、昭和37年の民法改正により導入された。相続人が不存在となり相続財産が国庫に帰属するよりも内縁の配偶者や事実上の親子のように、実際には相続人ではないが被相続人と何らかの縁故関係がある者に相続財産を取得させることが望ましいことなどが配慮された。特別縁故者の範囲は民法958条の3第1項に規定があるが、具体的に特別縁故者に該当するか否かは、家庭裁判所が親族関係の遠近でなく、具体的実質的に縁故の濃淡を基準として判断する。

法人契約のがん保険における例外的取扱い

国税庁が4月27日に公表した法人が支払う「がん保険」（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）では、保険契約の解約等において払戻金のないものである場合には、保険料の払込の都度保険料を損金の額に算入する例外的な取扱いを認めている。ただし、国税庁によれば、将来的に一時払やこれに準じた短期の有期払込の商品で、これを解約等した場合に払戻金がないような商品が新たに開発された場合には、その実態を踏まえた税務上の取扱いを明らかにしている。

編集室

◆マイナンバー法案が今国会に提出されている。マイナンバー法導入に際しては、その内容もさることながら、それと同等、あるいはそれ以上に重要なのがコストの問題だ。◆例えば株式の譲渡所得や配当所得に係る支払調書や年間取引報告書へのマイナンバーの付与は、ほぶりのインフラを活用して行うことになったが、実際に付番コストを負担するのは発行体、すなわち企業となろう。一方、預金利子へのマイナンバーは、銀行側のコスト負担の問題から、当面は見送られる（9ページ参照）。◆ただでさえ経済環境が厳しい中、新制度の導入が企業への新たなコスト負担増とならないことを願う。（Q）

週刊T&A master 第450号
2012年5月14日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp